

広島大学薬学部後援会々則

(総則)

- 第1条 本会は、広島大学薬学部後援会と称する。
- 第2条 本会は、広島大学薬学部（以下「薬学部」という。）における薬学教育を助成し、その向上発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の所在地は、広島県広島市南区霞1丁目2-3 広島大学薬学部におく。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行なう。
- (1) 薬学部における教育活動の援助
 - (2) 薬学部学生に対する福利増進の援助
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 保護者会員 広島大学薬学部学生の保護者
 - (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- 第6条 会員は、次の会費を納入するものとする。
- (1) 保護者会員 会費（入会時） 30,000 円
 - (2) 賛助会員 会費（年額） 5,000 円
- 会員は、本会を退会することができるが、既納の会費等は、理由の如何に関わらず返還しない。
- 第7条 本会に、次の役員および顧問をおく。
- (1) 役員 会長 1名、副会長 1名、理事 9名（うち学内理事1名）
監事 2名
 - (2) 顧問 若干名（うち学内顧問1名）
- 第7条の2 本会に、名誉会長をおくことができる。
- 第8条 会長は、総会において選出する。
- 第9条 役員および顧問は、会長が委嘱する。
- 第10条 役員は、1か年とし、重任を妨げない。
- 第10条の2 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、その任にとどまるものとする。
- 第10条の3 補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 役員は、次のとおりとする。
- (1) 会長 本会を代表し、会務を処理する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
 - (3) 理事 会長の命により会務を処理する。
 - (4) 監事 本会の会計を監査する。
 - (5) 顧問 会長の諮問に応じ意見を開陳する。

(会議)

- 第12条 本会は、次の会議を行なう。
- (1) 通常総会

(2) 理事会

(3) 臨時総会

第12条の2 会長は、会議の議長となる。

第13条 通常総会は、毎年1回開催し、本会の運営および会計に関する重要事項を審議する。

第14条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

第15条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要請があった場合これを招集する。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

第17条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(附則)

第18条 本会会則の改正は、総会において出席者の2分の1以上の賛成を要するものとする。

第19条 この会則は、昭和46年1月17日から施行し、44年度入学生の保護者会員から適用する。

附則

この改正会則は、昭和47年6月25日から施行する。

附則

この改正会則は、昭和48年6月24日から施行する。

附則

この改正会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この改正会則は、昭和49年6月23日から施行する。

附則

この改正会則は、昭和52年5月20日から施行する。

附則

この改正会則は、昭和63年6月11日から施行する。

附則

この改正会則は、平成6年6月4日から施行する。

附則

この改正会則は、平成15年6月7日から施行する。

附則

1. この改正会則は、平成18年6月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2. 改訂会則中「薬学部」には、当分の間、医学部総合薬学科を含む。

附則

この改正会則は、平成21年6月27日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附則

この改正会則は、平成25年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この改正会則は、令和1年6月1日から施行し、令和1年7月1日から適用する。